

## 空き家バンクの利用手順(空き家の所有者)

No.	項目	内容
1	空き家の登録申込み	<p>空き家の売却又は賃貸を希望する所有者は、以下の書類に必要事項を記入し、企画課まちづくり戦略室へ提出してください。</p> <p>◆必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク物件登録申込書(第1号様式)</li> <li>・空き家バンク物件登録カード(第2号様式)</li> <li>・同意書(第3号様式)</li> </ul> <p>申込書を記入する際、空き家の仲介を依頼する市内宅地建物取引業者を別紙(業者名簿一覧)の中から指定してください。特に指定がない場合には、輪番制で業者に依頼する方法を選択してください。</p>
2	物件の調査	<p>仲介を依頼した業者から所有者へ連絡がありますので、物件調査の日程を調整してください。その後、所有者立会いのもと、業者及び市の担当者が現地に伺い、物件調査を行います。</p> <p>※現在、県外などに住んでいる空き家の所有者で、物件調査の立会いが困難な場合は、担当業者と相談の上、調査方法を調整してください。</p>
3	物件登録の完了	<p>特に問題がなければ、物件登録完了となり、通知書を登録申込者(所有者)に郵送します。</p>
4	空き家情報の提供	<p>物件登録完了後、市ホームページで空き家情報を提供します。</p>
5	交渉・契約の手続き	<p>登録物件に利用登録者から交渉・契約などの申込みがあった場合、業者から物件登録者(所有者)へ連絡します。その後、業者の仲介により、契約に向けて交渉などの手続きを進めていただきます。</p>
6	成約助成金の申請	<p>利用登録者と登録物件の売買又は賃貸借の契約を締結した場合に、助成金5万円を交付します(登録物件1件につき1回に限る)。以下の書類に必要事項を記入し、企画課まちづくり戦略室へ提出してください。</p> <p>◆必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク登録物件成約助成金交付申請書(第16号様式)</li> <li>・市税及び国民健康保険税の納付状況確認同意書(第17号様式)</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類</li> <li>・売買又は賃貸借の契約書の写し</li> </ul> <p>申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を通知します。</p>

※ 書類の提出先

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市役所企画課まちづくり戦略室